

○東大阪都市清掃施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果等の縦覧等の手続に関する条例

平成20年 7 月18日

東大阪都市清掃施設組合条例第 1 号

(目的)

第 1 条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第 9 条の 3 第 2 項（同条第 9 項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、同条第 1 項に規定する一般廃棄物処理施設の設置に係る届出及び同条第 8 項に規定する一般廃棄物処理施設の変更に係る届出に際し、東大阪都市清掃施設組合管理者（以下「管理者」という。）が実施した周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果及び法第 8 条第 2 項第 2 号から第 9 号までに掲げる事項を記載した書類（以下「報告書等」という。）の縦覧手続並びに生活環境の保全上の見地からの意見書（以下「意見書」という。）の提出の方法を定めることにより、一般廃棄物処理施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者に意見書を提出する機会を付与することを目的とする。

(対象となる施設の種類)

第 2 条 報告書等の公衆への縦覧及び意見書の提出の対象となる一般廃棄物処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第 5 条第 1 項に規定するごみ処理施設（以下「施設」という。）とする。

(縦覧の告示)

第 3 条 管理者は、法第 9 条の 3 第 2 項の規定により報告書等を公衆の縦覧に供しようとするときは、報告書等を縦覧に供する場所（以下「縦覧の場所」という。）、期間（以下「縦覧の期間」という。）のほか、次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 施設の名称
- (2) 施設の設置の場所
- (3) 施設の種類
- (4) 施設において処理する一般廃棄物の種類
- (5) 施設の処理能力
- (6) 実施した生活環境影響調査の項目
- (7) 意見書の提出先
- (8) 意見書の提出期限

(縦覧の場所及び期間)

第 4 条 縦覧の場所は、次に掲げる場所とする。

- (1) 東大阪都市清掃施設組合事務所
- (2) 生活環境影響調査を実施した地域内で、管理者が指定する場所

(3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める場所

2 縦覧の期間は、前条の規定による告示の日から1月間とする。

(意見書の提出先及び提出期限)

第5条 意見書の提出先は、次に掲げる場所とする。

(1) 東大阪都市清掃施設組合事務所

(2) 前号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める場所

2 第3条の規定による告示があったときは、施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、前条第2項に規定する縦覧期間満了の翌日から起算して2週間を経過する日までに、管理者に意見書を提出することができる。

(環境影響評価との関係)

第6条 施設の設置又は変更に関し、環境影響評価法（平成9年法律第81号）又は大阪府環境影響評価条例（平成10年大阪府条例第3号）に係る公示、縦覧等の手続を経たものは、第3条から第5条までに定める手続を経たものとみなす。

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年7月8日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。